

総合研究大学院大学葉山キャンパスにおける地球温暖化対策に関する行動計画

2022年6月22日
財務・マネジメント委員会

「国立大学法人総合研究大学院大学における地球温暖化対策に関する実施基本計画(2021年12月13日学長裁定。以下「実施基本計画」という。)に定める事項のうち重点的に取り組むべき事項を行動計画として定め、実施基本計画に掲げる目標の着実な実施を図るものとする。

第一 目標

本計画は、第三に定める措置を実行することにより、本学葉山キャンパスの事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を、2013年度を基準年とし、2022年度から2027年度までに18.1%削減することを目標とする。

第二 計画の期間及び対象

1. 本計画の対象期間は、2022年度から2027年度とする。
なお、計画期間中における社会情勢の変化、技術革新の進歩等の状況を踏まえ、必要の都度、本計画の見直しを行うものとする。
2. 本計画の対象は、本学葉山キャンパスが行うすべての事業活動において排出される温室効果ガス(エネルギー起源二酸化炭素に限る。)とする。

第三 実施する措置

第一の目標を達成するため、本学は以下の措置を実施するものとする。

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 電力の購入

環境配慮契約法に基づき、電気事業者との契約選定にあたっては、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー由来の電力、またはCO₂排出係数が可能な限り低い電力の調達を行う。

また、購入電力量を削減するため、太陽光発電設備による自家消費発電量の安定確保を図る。

(2) エネルギー効率の高い機器の導入

1. 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギー多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費効率が高い機器の選択に努める。また、これらの機器等の新規購入にあたっては同様とする。

2. 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えに当たっては、節水型等のものの選択に努める。また、これらの機器の新規の購入にあたっては同様とする。

(3) リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の調達

温室効果ガスの削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達にあたっては、ワンウェイ(使い捨て)製品の調達を抑制し、リユース可能な製品およびリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を調達するよう努める。特にプラスチック製の物品の調達にあたっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品の調達に配慮する。

(4)用紙類の使用量の削減

1. コピー用紙、上質紙、伝票等の用紙類の年間使用量の削減に努める。
2. 会議用資料や事務手続の一層の簡素化に努め、デジタル化・ペーパーレス化を推進する。
3. 両面コピー・集約コピーの徹底に努める。
4. 内部で使用する各種資料をはじめ、会議へ提出する資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーに努める。また、不要となったコピー用紙(ミスコピーや使用済文書等)については、可能な限り裏面の再利用に努める。
5. 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化に努める。
6. 温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレス化を図るため、電子メール、グループウェア、学内 LAN の活用及び文書・資料の電子化等の促進に努める。

(5)再生紙などの再生品や木材の活用

1. 再生紙の使用等
 - ア. 購入し、使用するコピー用紙、上質紙、トイレトペーパー等の用紙類については、再生紙の使用に努める。
 - イ. 印刷物については、再生紙の使用に努める。
2. 木材、再生品等の活用
購入し、使用する文具類、機器類、作業服等の物品について、再生材料から作られたものの使用に努める。

(6)ハイドロフルオロカーボン(HFC)の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等 HFC の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

1. 冷蔵庫、空調機器の購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、HFC を使用している製品のうち地球温暖化への影響がより少ない機器の導入に努める。
2. エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用に努める。

(7)その他

1. その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択
 - ア. 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前確認に努める。
 - イ. 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達に努める。
 - ウ. 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体について、温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択に努める。
 - エ. 省エネルギー診断に基づき、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り、設備機器の導入、改修、運用改善に努める。
2. 製品等の長期使用等
 - ア. 詰め替え可能な洗剤、文具等の使用に努める。
 - イ. 機等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕及び再使用に努める。
 - ウ. 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品を使用するように努める。
 - エ. 什器等不用物品のリサイクルに努める。
3. エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し
自動販売機の設置実態を精査し、エネルギー消費のより少ない機種への変更を促進するよう努

- める。
4. 購入時の過剰包装の見直し
簡略に包装された商品の選択、購入に努める。
 5. 硫黄酸化物(SO_x)及び窒素酸化物(NO_x)並びにメタン(CH₄)の排出の抑制
排出される生ゴミ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促すよう努める。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物において省エネルギー診断を実施し、エネルギーの使用の合理化が図られるよう今後の計画の参考とする。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

1. 空調設備の新設においては、グリーン購入法に定められた機器の導入に努める。また、既存の空調設備の更新に当たっても同様とする。
2. 高効率空調機を可能な限り幅広く導入することを検討する。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

冷暖房温度の適正管理(冷房の場合は 28 度、暖房の場合は 19 度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転に努める。

(5) 水の有効利用

給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具の設置に努める。

(6) 敷地内の緑化の適正な維持管理の推進

構内敷地の緑化への取り組みについては、快適な教育環境の創出の側面と併せ、二酸化炭素吸収量の増加を促し、温室効果ガスの削減に寄与することから、継続的な敷地内の樹木・芝生等の適正な維持管理に努める。

(7) その他

1. 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施
 - ア. 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建築機械を使用するよう発注者として促すように努める。
 - イ. 出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促すよう努める。
 - ウ. 建設業に係る指定副産物の再生利用の促進に努める。
 - エ. 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認するように努める。
2. 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施
 - ア. 省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備に努める。
 - イ. 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明器具の選定に努める。
 - ウ. 路面温度の上昇抑制の観点から、構内舗装の改修を行うにあたっては、保水性舗装の選択を検討するように努める。

3. その他の事務・事業にあたっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

1. エネルギー使用量の抑制等

- ア. OA 機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新適正時期における省エネルギー型機器への交換を図るとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用するよう努める。
- イ. 執務室での服装については、夏季はノーネクタイ・ノー上着など暑さをしのぎやすい軽装、冬季はセーター、膝掛けの着用を励行するよう努める。
- ウ. 帰宅、退室時は、空調機の運転停止の徹底に努める。
- エ. 空調機のフィルター清掃の業務委託及び室外機の雑草除去等を定期的実施し、効率の高い運転状況の確保に努める。
- オ. 業務の効率化を図り、超過勤務の削減に努める。
- カ. 超過勤務のための点灯時間の縮減及び教職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまってノー残業デーを図るよう努める。
- キ. 夜間・休日等は、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯に努める。
- ク. トイレ、廊下、階段等での自然光の活用に努める。
- ケ. 最寄り階への移動の際は、階段利用を徹底し、エレベーターの利用制限に努める。

2. 節水等の推進

- ア. トイレ洗浄用水の節水に努める。
- イ. 冬季の暖房便座の蓋は放熱防止のために必ず閉める。
- ウ. 水漏れ点検の徹底に努める。

(2) ゴミの分別

- 1. 燃やすゴミ、ペットボトル、ビン・スチール缶、アルミ缶、廃プラスチック等の分別回収の徹底に努める。
- 2. 分別回収ボックスを屋内に適切に配置するよう努める。
- 3. 再生可能な紙類を分別回収するよう努める。
- 4. ゴミ廃棄場所を適切に配置し、回収の徹底に努める。

(3) 廃棄物の減量と適切な処理

- 1. 使い捨て製品の使用や購入の抑制に努める。
- 2. シュレッダーの使用は機密文書の廃棄の場合のみに制限するよう努める。
- 3. コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用の推進に努める。
- 4. OA 機器、家電製品及び公用車などを廃棄する場合は、適正に処理する。

4. 地球温暖化対策に関する教職員に対する情報提供と活動への積極的参加の奨励

- 1. 大学ウェブページ、学内 LAN 等により、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、教職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行うよう努める。
- 2. 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会等へ教職員が積極的に参加できるように努める。
- 3. 地球温暖化対策に関する活動へ教職員が積極的に参加できるように努める。

第五 推進体制及び実施状況の調査

- 1. 毎年度、本計画の実施状況を調査の上、必要に応じ、本計画の見直しを行うものとする。
- 2. 前項の調査及び見直しは、財務・マネジメント委員会で行う。